| | | |
|---|---|---|
| | 初任診断 | 適齢診断 |
| を引き起こし、かつ、当該事故前の一年間に交通事故を引き起こしたことがない者及び軽傷者（同条第四号に掲げる傷害を受けた者をいう。）を生じた交通事故を引き起こし、かつ、当該事故前の三年間に交通事故を引き起こしたことがある者 | 運転者として常時選任するために新たに雇い入れた者（当該貨物自動車運送事業者において初めて事業用自動車に乗務する前三年間に当該適性診断を受診したことがある者を除く。） | 高齢者（六十五才以上の者をいう。） |
| ・認知、判断及び動作のタイミング、動作の正確さ、動作の円滑さ<br>②視覚機能の診断 | | |
| の要因を認識させるとともに、交通事故を引き起こしていない優良な運転者の運転特性等を参考として、交通事故の再発防止のために必要な運転行動の改善に関する助言及び指導を行う。 | 受診者から日常の運転の状況について聞き取りを行い、第三欄の診断の結果を踏まえ、事業用自動車の運転者として交通事故の未然防止のために運転行動について留意すべき点に関する助言及び指導を行う。 | 受診者から日常の運転の状況について聞き取りを行い、第三欄の診断の結果を踏まえ、当該受診者の加齢による身体機能の変化の運転行動への影響を認識させるとともに、交通事故の未然防止のため身体機能の変化に応じた運転行動について留意すべき点に関する助言及び指導を行う。 |

## ○防衛省告示第二百六十七号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条の規定によりアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、一部返還、追加提供及び新規提供が平成二十三年十一月八日次のとおり決定された。

平成二十三年十一月九日

防衛大臣　一川　保夫

◎一部返還

| 施設番号 | 施設名 | 所在地名 | 所有関係 | 摘要 |
|---|---|---|---|---|
| 一〇七三 | 札幌駐屯地 | 札幌市 | 国有 | 土地：五、一〇〇平方メートル<br>平成二十三年九月二十七日 |
| 二〇六二 | 仙台駐屯地 | 仙台市 | 国有 | 建物：約四九〇平方メートル<br>平成二十三年九月二十六日 |
| 五一二〇 | 日出生台・十文字原演習場 | 由布市 | 国有 | 土地：約九、二〇〇平方メートル<br>平成二十三年十月二十日 |
| 五一二〇 | 日出生台・十文字原演習場 | 大分県速見郡日出町 | 国有 | 建物：約八平方メートル<br>平成二十三年十月二十日 |

◎追加提供

| 施設番号 | 施設名 | 所在地名 | 所有関係 | 摘要 |
|---|---|---|---|---|
| 六〇四四 | キャンプ瑞慶覧 | 沖縄県中頭郡北中城村 | 国有 | 工作物：防災施設<br>防災施設として追加提供する。 |
| | 海上演習場 | | | |

◎新規提供

日向灘訓練区域

一　区域

次の各点を順次に結ぶ線によって囲まれる区域（水域及び空域）。ただし、空域は、高度六一〇メートル以下とする。

1　北緯三一度四二分四八秒、東経一三一度二九分三六秒
2　北緯三一度四一分〇六秒、東経一三一度四〇分一八秒
3　北緯三一度三一分一八秒、東経一三一度三八分二四秒
4　北緯三一度三二分四二秒、東経一三一度二八分三六秒

二　用途

本区域は、海上自衛隊と共同で実施する掃海訓練のために使用される。

三　摘要

本区域を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として、平成二十三年十一月十日から同月二十日までの間提供する。この期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

## ○関東地方整備局告示第四百十四号

マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第百四十九号）第八十二条の規定に基づき処分をしたので、同法第八十四条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年十一月九日

関東地方整備局長　下保　修

一　被処分者

(一)　商号　株式会社スペース
(二)　代表者氏名　高山　義章
(三)　主たる事務所　東京都中野区中野四丁目四番十一号
(四)　登録番号　大臣（一）第〇三三二七六号
(五)　登録年月日　平成二十年五月十九日

二　処分年月日　平成二十三年十月二十五日

三　処分内容　マンションの管理の適正化の推進に関する法律第八十二条に基づく業務停止命令（三十日間）

(一)　業務停止期間　平成二十三年十一月九日から平成二十三年十二月八日まで
(二)　停止を命ずる業務の範囲

マンション管理業に係るすべての業務。ただし、業務停止の開始日前に締結された管理受託契約の同一の条件による更新及び業務停止の開始日前に締結した管理受託契約に基づく管理事務並びに業務停止の開始日前に締結された停止条件付き契約（一の管理組合の構成員全員に対して、分譲後の管理受託契約を約するものに限る。）が業務停止期間中に効力発生した場合における、当該管理受託契約に基づく管理事務を除く。

## ○北海道開発局告示第百二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二十条第一項の規定による協議が成立したので、同条第六項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十一月九日から一般の縦覧に供する。

平成二十三年十一月九日

北海道開発局長　高松　泰

一　道路の種類及び路線名

一般国道　四十四号

二　道路の位置

北海道厚岸郡浜中町熊牛基線から北海道根室市　北海道開発局及び同局釧路開発建設部
温根沼まで

二　他の工作物の管理者の氏名及び住所

氏名　KDDI株式会社　建設本部長　西山　治男
住所　東京都千代田区飯田橋三丁目一一番一一号

三　他の工作物の管理者が行う道路の管理の内容

縦覧場所

「道路管理用光ファイバ等兼用工作物管理協定」及び「道路管理用光ファイバ等兼用工作物保守細則」に記載

四　管理の期間　平成二十三年九月二十日から本協定の存続する日まで